明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○平成二十三年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（厚生労働一六）　一
〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　二〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、住宅型式性能認定、企業年金基金設立関係　公三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　公四
会社その他
会社決算公告　公六

告示

○厚生労働省告示第十六号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成二十三年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成二十三年一月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　調査の期日

1　世帯票に係る調査にあっては、平成二十三年六月二日とする。

2　所得票に係る調査にあっては、平成二十三年七月十四日とする。

二　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　所得票は、別記様式二によるものとする。

三　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、平成二十三年七月十五日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、平成二十三年八月十七日とする。